

様式1-1

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(Ver.2)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号	通所受給者証番号	計画作成担当者	計画作成担当者
計画案作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意欄(署名又は押印)	

サービス利用等計画案の一例
 計画を作成する前に、本人と家族からの聞き取りを十分に行います。
 通所先のサービス管理責任者やヘルパー・事業所・訪問看護ステーションなど、関係者が集まって、ケア会議を開き、総合的な検討を行います。

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	本人のわがが ・毎日、通所に通い、土日は、好きなところに、行きたい。 ・家族の願い ・いつかは、親と離れた生活になる。それまでに、人との関わりを増やし、本人が安心できる場での生活。 ・精神的にも安定し、楽しく毎日を送るようにしたい。						
総合的な援助の方針						
長期目標	・ケアホームの同居を目指し、将来的には家族と離れた生活を考えておきたい。						
短期目標	・自立を目指して、外出の機会を増やしたい。						

優先順位	解決すべき課題(本人(家族)のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための本人(家族)の役割	評価時期	その他留意事項
1	生活介護のメンバーや支援者との関わりができる場を通じた	1年	生活介護・週6日月曜日から土曜日 9時～16時	・安定して生活リズムが取れるよう配慮 ・本人の変調についての把握		
2	家庭以外の場では、睡眠が安定してとることができない、他の場所でも安心して宿泊できるようにしたい。	・家庭以外の場所でも、安心して過ごせるようにする。	1年	・短期入所・月1回2泊3日	・定期的な利用希望を行う		
3	通所が休みの日は、外出したい。	・買い物やコンサートなど、生活に変化をつけ、楽しめるようにする。	1年	・行動援護・祝日など、生活介護が休みの日に利用。	・その日の体調に合わせた外出場所の選定		
4	親が倒れた時の緊急時に、安心して見てもらえる場所を確保したい。	・家庭以外の場所でも、安心して過ごせるようにする。	3年	・生活介護施設での時間延長 ・日中短期入所の利用 ・短期入所・1カ所ではなく、他の施設も利用できるようにする。	・他の施設を見学し、事前に登録しておく		
5							
6							

様式1-2

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】(Ver.2)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号	通所受給者証番号	計画作成担当者	計画作成担当者

計画開始年月	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00	起床 朝食 生活介護	起床 朝食 生活介護	起床 朝食 生活介護	起床 朝食 生活介護	起床 朝食 生活介護	起床 朝食 生活介護	起床 朝食 生活介護	
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	
22:00	入浴 就寝	入浴 就寝	入浴 就寝	入浴 就寝	入浴 就寝	入浴 就寝	入浴 就寝	
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供によって実現する生活の全体像

サービス等利用計画等の作成の流れ



日本相談支援専門員協会では、サービス利用計画を作成するにあたっては、次に観点が必要だとしています。

- 1、自立支援計画であること・・・本人が自分の生活や生き方を決めるもの
- 2、総合支援計画であること・・・本人とともに、本人の生活を総合的に考えてつくるもの
- 3、将来計画であること・・・将来どのような生活をしたいかも
- 4、ライフステージを通した一貫した計画であること・・・ライフステージの変化に対応していくもの
- 5、不足するサービスを考える契機であること
- 6、ネットワークによる協働であること・・・

かおるさんからのお便り

ピアス

中学生の頃、高校生になったらすぐにでもあけたいと思っていただけ、できずにいた。

やはり校則で禁止されていたし、一番のネックは母さんが良い顔をしないことだった。そして去年40歳過ぎているんだし、とやかく言わないだろうとなかば無断であけてしまった。しかし出血したり、膿んだりして、手入れが大変だと話すと、ほら言わんこつちやないと、相変わらずな感じ…

私がいくつになろうとやはり嫌なもの嫌なものは嫌な様子。余りの頑固さに考えが甘かったと思う最近です。

声

どんなつまらない言い訳も、逃げ口上も、幼稚な嘘も、どんなに恥ずかしくて認めたくなくても、いつかは自分の物だと認めなきゃいけない時が来る。だって自分から出てきた声だから。

ロンドロンド

五十嵐一明さん



——ロンドにはいつから？
今年の1月からです。相談支援専門員の仕事をしています。

ロンドに来る前は、精神障害の方を中心とした支援団体で、相談支援をやっていました。

——ロンドとのかかわりは？
自立支援法の成立前夜に、厚生労働省が発表した障害福祉のグランドデザイン案に危機感を感じた関係者が集まりシンポジウムや勉強会を一緒にやっていました。その会では、ある当事者の方のことに大きな衝撃を受けたことを今でも覚えています。

まだ、来たばかりで、全体が見えなくて、困惑しています。これから、全体の動きがわかると、だんだんに自分のやることもはっきりしてくると思います。本当の意味で、三障害をわかった支援ができる相談支援専門員になれたらいいなと思っています。

療ねひろば

■療ねひろば 第14・15回療ねひろば（3月、4月号合併号にしました）

◎各会参加者 当事者3名・親14名
連絡事項

☆総会 6月19日（木）会場アトラスタワー2階アソシエチャコ
☆映画会 9月3日（水）多摩市民館午前午後夜間の3部予定
☆ニーズ調査のアンケートを会員に配布する。集計結果は、療ねの今後の活動に活かす
☆入院時コミュニケーション支援事業 市へ継続して要望に行く

前期を振り返って

☆マイライフカワサキで5月14日に懇親会を実施、ひたちなか海浜公園とてもきれいだった。楽しかった。

☆療ねが発足して10数年、新たなニーズが生まれてきている

《声》

☆この間ショート先に迎え行った時に、利用者の立場でなくサービスを提供する側の論理で動いているような気がした。

☆ソレイユに通っている。今年からの通所希望者は週3日になった。あと2日の通所先が見つからない。小さい規模でいい各区に作って欲しい。各区にある通所先で受け入れてもらえるといい。

前期の活動

☆ケアホームの見学 2〜3回
☆入院時コミュニケーション支援事業 市へ要望に行く

家族障害を持つ子の親などの場合

○基本的に完全看護を前提↓面会時間内での対応は、健康であれば当然家族（親）として行うが障害種別によって「コミュニケーションが取れない」「食事が慣れた人でないと口を開いてくれない」などの理由で「家族と一緒に付いてください」と言われるケースがある。

○入院期間中24時間付き添いを求められるケースがある

その様なケースの場合

○着替えなど入院中に必要なものを運ぶ、支払いなどに必要な金銭を準備するため金融機関に行く、着替えなどの洗濯を行う、介護者が入浴する時間・食事を調達するなどの時間が取れない。

↓介護者に代わってコミュニケーションを取ってくれたり、食事等の介助をしてくれる人が必要 1回、2〜3時間 プラス 往復に掛かる時間程度

当事者（本人） 単身、または家族（親）が老齢・疾病・遠隔などで身の回りの世話をする人がいない場合等、本人不在でのサポートが必要なケース

○入院時に必要な物、金銭などを持っていく
○外出時救急要請の場合、放置した車椅子を自宅に運ぶ
○着替えなど入院中に必要なものを運ぶ、支払いなどに必要な金銭を準備するため金融機関に行く
○着替えなどの洗濯を行う

○汗をかいた時の対応（着替えなど）
○退院時に自宅に車いすを取りに行くなど、退院時に必要な物、金銭などを持っていく

《声》

☆娘は母でないと食事がうまく摂れない、病院まかせだと経管にされてしまう。病院と自宅を行ったり来たり になっている。親が行けないこともあるので慣れている人に、代わりに食事の介助をしてもらえたら☆親無きあとが心配、そこがあるから安心という場があれば・・・。

☆南部に医療的ケアのある方のショートステイができる施設があれば・・・。

（佐藤）



川崎市の相談支援（計画相談支援）

■平成26年4月上旬、障害計画課から「今後の計画相談支援・障害児相談支援開始に関する流れについて」という通知が出されました。

その通知先は、各障害者相談支援センター（委託相談支援事業所）・各指定相談支援事業所および、この通知には各区役所・支所へも同様の趣旨の通知と各資料を送ったとあります。

その中に、直接みなさんに（現在障害福祉サービス利用者及び新規の方々が対象だと思います）、『サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成について（ご案内）』というチラシを配布すると記されています。

川崎市は我が身を省みて、自らの背面に火がついているという事にやっと気付いたという事なのでしょうか（川崎市だけではなく、障害福祉事業者、相談支援事業所も同様なはずなのですが・・・）。

きたのは、なんと、この再編案の「刺身のつま」的役割を担われた指定相談支援事業者のようにも読めるのですが・・・。なんてこった!!

■今ここにきて、憎まれ口をたたいていても仕方ありません。今現在、障害児者福祉サービスを利用している方で「サービス等利用計画案等」を作ってもらっていない方（自分で作るという方はまた別です）、新しく障害児者福祉サービスを利用したいと思っっている方は、最寄りの相談支援事業所（委託相談支援事業所と指定相談支援事業所があります）、この際どちらでもいいです、その一覧表は各区役所障害支援係にあります（す）に連絡を取ってください。現況を見ると、この件に関しては、まず相談支援事業所に連絡してください。また、冒頭で紹介したチラシが手に入りましたら（相談支援事業所一覧表も一緒に手に入るはずですが）、同じく、最寄りの相談支援事業所に連絡してください。

■最近改めて何度も読み返す文章があります。それは平成24年7月に発行された「支給決定・相談支援関係業務の手引き」の中の文章です。とても簡単にまとめてしまうと以下のようになります。

改正（平成24年4月1日より）により、障害児・者が障害福祉サービスを使うためには支給決定が必要で、この支給決定を受けるためには、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画案」（障害者）・「障害児支援利用計画案」（障害児）（以下、「サービス等利用計画等」といいます）が必要になります。（これを計画相談支援事業といいますが）

冒頭に紹介した通知の中身は上記の内容を改めて示し、「サービス等利用計画案等」の作成に関して、チラシを作成し当事者本人・家族に配布するという事なのです。

■一番心配なのは、当事者ご本人・ご家族の方々が不利益を被るのではないかとこの事です。そんなことがあつてはならないのですが、「サー

■しつこくすすみません。上記の「手引き」の一文は、平成24年7月に発行されたものです。どのくらいの歳月が流れたのでしょうか、この間いつたい何をやっていったのでしょうか。

現在川崎市で障害福祉サービス等を利用している方は約6000名居ると言われています。平成26年2月の時点で、この6000名の14%しか「サービス等利用計画案等」を持っていません（ちなみに全国平均は25%です）。川崎市は平成27年3月31日までに、この6000名全てが「サービス等利用計画案等」を持つ必要があると言っています。あと1年切りました。2年かけて14%しかできていないものを、あと約1年で、どうやるのでしょうか。崖っぷちですよこれは・・・。

■一つの見方にしかすぎませんが、この事態は、平成22年より川崎市が打ち出してきた相談支援事業再編の一つの結果です。それは、委託相談支援事業所（各区4ヶ所）と指定相談支援事業所という二重構造を作り出してしまい、再編案の中心であった委託相談支援事業所に課せられた役割、事業内容が実態に即していなかった、机上の空論にしか過ぎなかったという事なのではないでしょうか。（今になって川崎市がこの計画相談支援事業の実態を見て頼って

ビス等利用計画案等」を作っても使えない。」などということがあつかもされません。

■それにしても、平成24年以前に予測していた通りの事態（現状では、川崎市の障害福祉サービス利用者全てにサービス等利用計画案等を作成することは到底無理）となつてしまったことは、とても残念なことだと思います。いつも割を食うのは当事者・家族。こんな苦い経験をと何度味わつたらよいのでしょうか。

より良い活動とは、この理念に対し、より良い活動であるのか・・・です。

特定非営利活動法人 療育ねっとわーく川崎 第14回 定期総会のお知らせ

日時 平成26年 6月19日（木） 10:30~12:30

場所 アトラスタワー向ヶ丘遊園 2F アソシエCHACO（レンタルフロア）

→ 向ヶ丘遊園駅北口 東急ストアが1Fにある背の高いビルの2Fです

ロンドから大きな踏切を渡ってすぐ左側のビルです

駐車場はありません・・・ロンド周辺のコインパーキングをご利用下さい

正会員の方には14日前までに【議案書】を送付します

当日、出席できない方は、事前に委任状をご郵送ください

出席できるかどうか分からない方、開始時間に間に合わない方も、事前に委任状をご郵送ください

⇒当日、出席され受付に【出席票】をお渡し頂いた時点で【委任→出席】に切り替わります

定期総会とは・・・

会員の方々が、療育ねっとわーく川崎の活動に対し、

- ①日頃から些細なことでも疑問に思っている事、何故???を質問し、
- ②一年間、どんな活動をしたのか、などの報告をチェックし、
- ③活動に伴う、お金の流れや使い方、などの報告をチェックし、
- ④より良い活動を目指すために、改善すべき事などを伝えて、
- ⑤今後やってほしい事、ぜひやるべき事などを、個々の立場で提案、提言し
- ⑥そして、それらが、活動方針に反映されているか？ 予算の裏付けはあるのか？

・・・を、皆様で確認して、皆様で決める【大切な機会】です。

病気や障害があっても、家族に囲まれ地域での生活を豊かに過ごすこと、そして家族もまた一人の人間として豊かな生活を送ること、この二つを両立させるためには、家族全体を支える地域の力が必要です。

一人ひとりの生活を豊かにするケアを家族だけに任せない、そんな地域の力を集める場所、これが療育ねっとわーく川崎です。

より良い活動とは、この理念に対し、より良い活動であるのか・・・です。